

賃上げ誓約書

中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金の賃上げ枠の申請につき、申請日から補助事業完了日までの間に従業員の平均賃金を2024年12月時点の平均賃金と比較して3.5%以上引き上げる要件をみたすことについて誓約します。

西暦 2025 年 月 日

デジタル技術導入補助金 2025 事務局 様

法人名（法人の場合） _____

代表者又は個人事業者等の氏名（自署） _____

※ゴム印不可

(留意事項)

- 従業員とは、中小企業基本法上の常時使用する従業員で、労働基準法第20条の「解雇の予告を必要とする者」を指します（代表取締役、取締役、個人事業主、専従者、日雇いの者、試用期間の者等は含みません）。
- 賃金とは、労働基準法第11条の賃金のうち、労働基準法施行規則第55条の様式第20号に規定される賃金台帳における基本賃金及び手当（通勤手当及び所定外賃金等を除く）の合計額とし、所定時間外割増賃金、臨時の給与及び賞与等は含みません。
- 平均賃金は、次の算定方法で時給換算した従業員毎の金額の合計を当該従業員数で除して算出（円未満切り捨て）します。
 - 賃金が月給により算定される従業員については、2024年12月及び賃金引上げ月（申請日から補助事業完了日までの期間中に限る）の賃金支払日に支払われた賃金を160時間/月で除して時給換算した金額
 - 賃金が日給により算定される従業員については、2024年12月及び賃金引上げ月（申請日から補助事業完了日までの期間中に限る）の賃金支払日における日給の額を8時間/日で除して時給換算した金額
 - 賃金が時給により算定される従業員については、2024年12月及び賃金引上げ月（申請日から補助事業完了日までの期間中に限る）の賃金支払日における時給の額
- 月給の賃金計算期間中に、次に掲げる期間がある場合は、その日数及びその期間中の賃金は、当該期間及び賃金から控除します（1ヶ月の労働日数を20日、1日の労働時間を8時間とする）。
 - 負傷・疾病の療養のための休業期間
 - 産前産後の女性の休業期間（労働基準法外第65条）
 - 使用者の責めに帰すべき事由による休業期間
 - 育児休業、介護休業（育児・介護休業法）
 - 試用期間
- 次のいずれかに該当する場合は、賃上げ枠の要件を満たさないものとなります。
 - 2024年12月の平均賃金の算定対象となる従業員がいない場合（この場合、賃上げ枠の申請はできません）
 - 事業実施期間中に従業員の平均賃金を2024年12月の平均賃金と比較して3.5%以上上げていない場合
 - 賃金台帳の提出がない等（当該従業員の離職を含む）、賃上げの状況を確認できない場合
- 賃上げの要件を満たさない場合、補助事業者は（様式第4号）中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金変更申請書により、通常枠の補助金の上限及び補助率によって算出した補助金額への変更を事務局に申請し承認を受けなければなりません。承認のないものについては、交付決定が取り消されることがあります。